資料

共通システムにおける業務フロー及び
システム詳細機能について

システム上の審査状況ステータスを示す文言について

システム検討部会（第8回）における指摘事項

- 共通システムにおける審査ステータスを示す文言として、申請の「受理」又は「不受理」という表現は、行政手続に係る法律上の用語との混同が生じうるため避けた方がよいのではないか。あくまでシステム上のステータスを示す文言を設定すべきではないか（申請者に示す審査の状況にも影響する）。

対応（案）

- 申請者に審査状況を示すことも踏まえ、
 ・「**受理**」 →申請者が申請提出操作を完了することは「**受付**」、共通審査団体、自治体が審査を完了することは「**審査完了**」
 ・「**不受理**」→「**差戻し**」
 に変更することとする。
- これらに伴い、共通システム業務フロー、追加機能一覧の記載を修正（別紙1、2）。

修正対象	修正箇所	修正内容
業務フロー（別紙1）	（共通審査団体） 共通システム上の動作「不受理の理由を通知」	・直前の動作「申請内容の差戻し」と統合する ・「差戻しの理由を通知」とする
	（自治体） 共通システム上の動作「不受理の理由を通知」	
	（共通審査団体） 共通システム上の動作「共通申請項目/選択申請項目　申請内容の受理」	・「共通申請項目/選択申請項目　一次審査完了」とする
	（自治体） 共通システム上の動作「独自申請項目　申請内容の受理」	・「独自申請項目　二次審査完了」とする

システム上の審査状況ステータスを示す文言について

（修正箇所）（続き）

修正対象	修正箇所	修正内容
追加機能一覧（別紙2）	（No.85）「共通審査、自治体個別審査、差戻し、補正確認、受理、不受理、名簿更新までの審査状況を管理できること。」	・「共通審査、自治体個別審査、差戻し、補正確認、審査完了、名簿更新までの審査状況を管理できること」とする
	（No.91）「差戻し、補正、再提出、受理、不受理の履歴を、申請単位および項目単位で確認できること。」	・「差戻し、補正、再提出、審査完了の履歴を、申請単位および項目単位で確認できること。」とする
	（No.92）「事業者は、自治体ごとの審査状況、差戻し状況、受理状況、名簿登録状況を一覧で確認できること。」	・「事業者は、自治体ごとの審査状況、差戻し状況、審査完了状況、名簿登録状況を一覧で確認できること。」とする
	（No.93）「受理通知のタイミングを、共通項目・選択項目、独自項目の審査進捗に応じて設定できること。」	・「審査完了通知のタイミングを、共通項目・選択項目、独自項目の審査進捗に応じて設定できること。」とする
	（No.94）「申請者への受理通知、および審査完了通知はシステムから申請時に登録された、メールアドレス宛にメールで送信できること。」	・「申請者への審査完了通知はシステムから申請時に登録された、メールアドレス宛にメールで送信できること。」とする
	（No.119）「自治体側の調達システム、名簿管理システム、文書管理システム等へ、受理済み申請情報、資格者名簿、変更反映結果をCSVファイル等で連携できること。」	・「自治体側の調達システム、名簿管理システム、文書管理システム等へ、審査完了済み申請情報、資格者名簿、変更反映結果をCSVファイル等で連携できること。」とする
	（No.122）「ログイン、申請入力、引用コピー、外部情報取得、申請提出、差戻し、受理、不受理、マスタ更新、一括変更申請、代理申請の操作ログを記録できること。」	・「ログイン、申請入力、引用コピー、外部情報取得、申請提出、差戻し、審査完了、マスタ更新、一括変更申請、代理申請の操作ログを記録できること。」とする

複数の資格区分にまたがる申請の受付方法について

システム検討部会（第8回）における指摘事項

- 申請者が複数資格区分に申請する場合に、「資格区分を一括して一度の申請で完結させることができる仕組み」とするか、「資格区分ごとにそれぞれ申請を必要とする仕組み※」とするかを整理すべきではないか。

 ※ 一の資格区分における申請内容のコピーを可能とする等の省力化の措置をとることを想定
- その前提を整理した上で、業務フローや機能一覧を検討すべきではないか。

▼

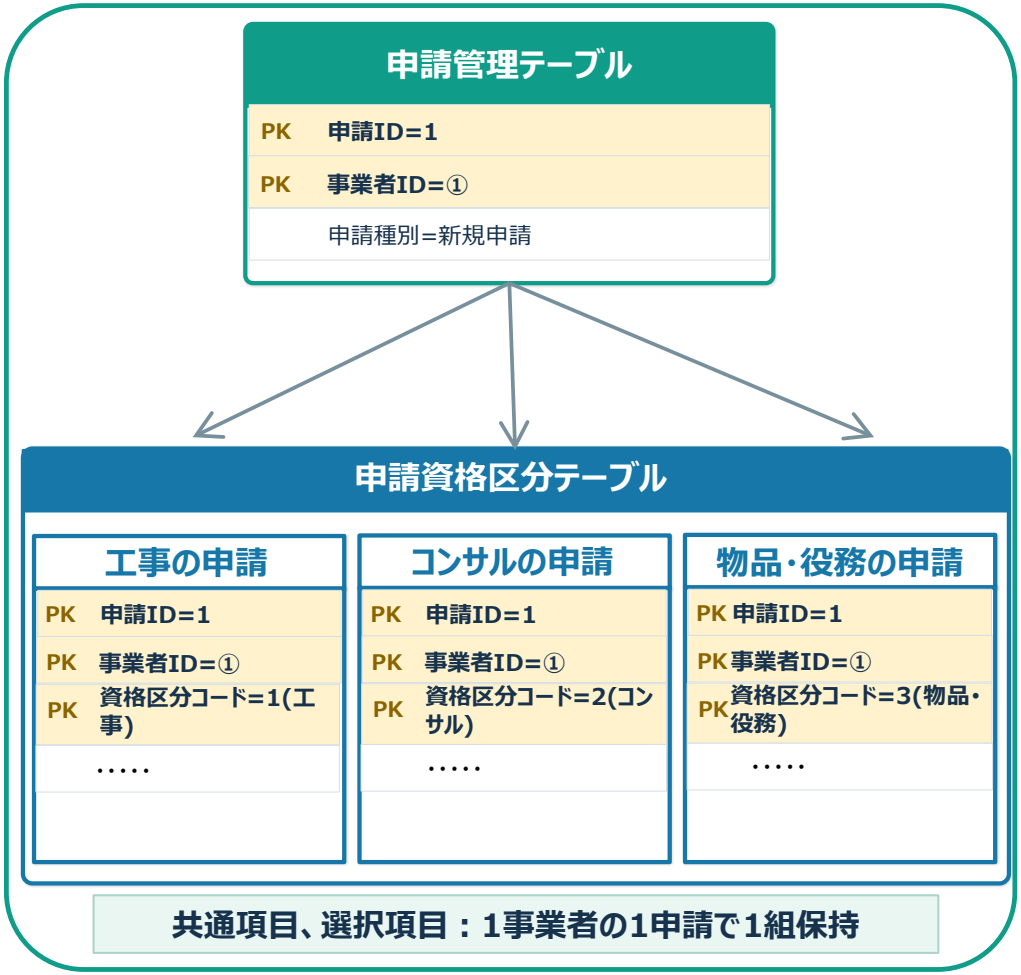
- 指摘事項を踏まえ、４～５ページのとおり各パターンにおいて想定されるデータの流れを整理。

- 加えて、全地方公共団体に対して以下の事項についての実態調査を実施（６ページ）。
 - ・「複数資格区分にまたがる申請の取扱い（パターン）として、当該団体における取扱い」
 - -パターンⅠ：事業者は一度の申請で複数資格区分の申請を行う。
 - -パターンⅡ：事業者は複数資格区分での申請を行う場合は希望する資格区分の数だけ申請を行う。
 - ・「異なる受付パターンで申請を受け付けた場合に生じる不都合」
 - ・「複数資格区分にまたがって資格申請を行う事業者の数」

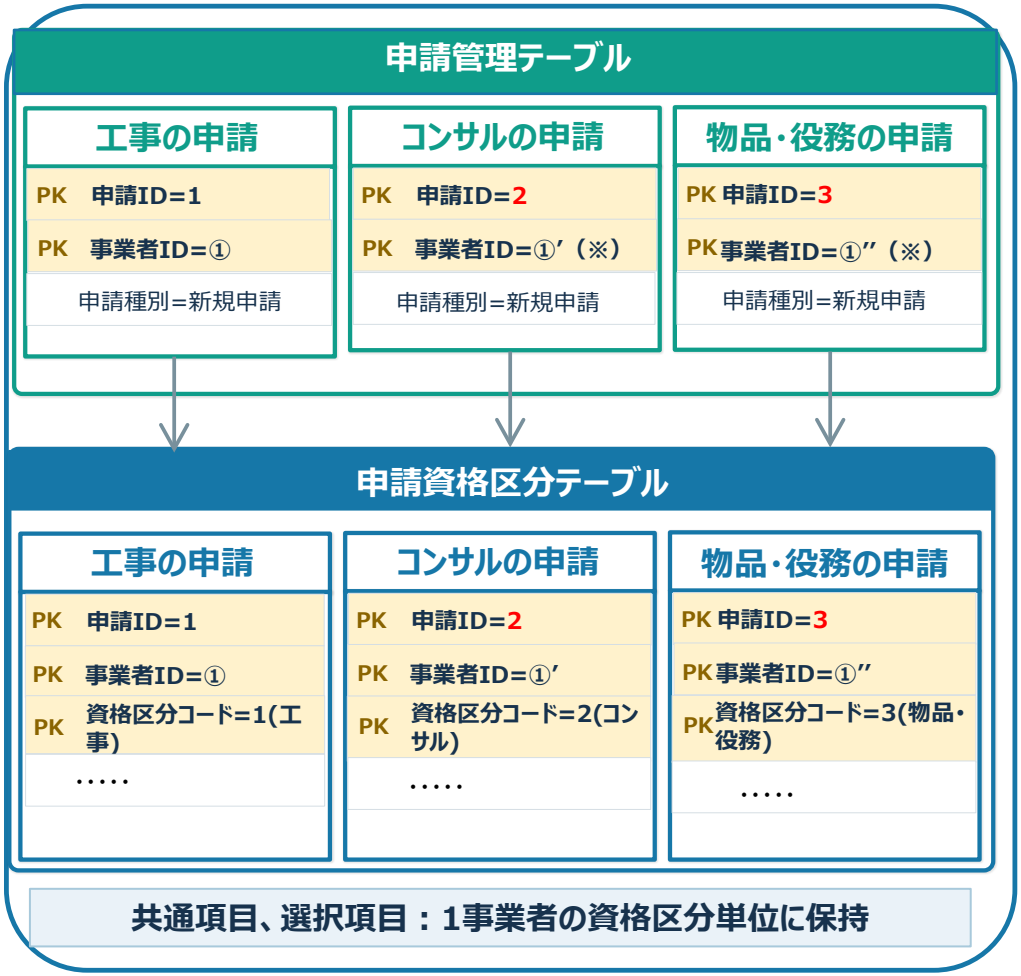
複数の資格区分にまたがる申請の受付方法に係る整理

1. 申請パターン別のデータ保持イメージ

パターンⅠ：1つの親申請で複数資格区分の申請を作成・管理



パターンⅡ：資格区分ごとに申請を作成・管理



※　１事業者で複数の事業者ＩＤが取得できる前提としているため、必ずしも同じ事業者IDで申請されるとは限らない

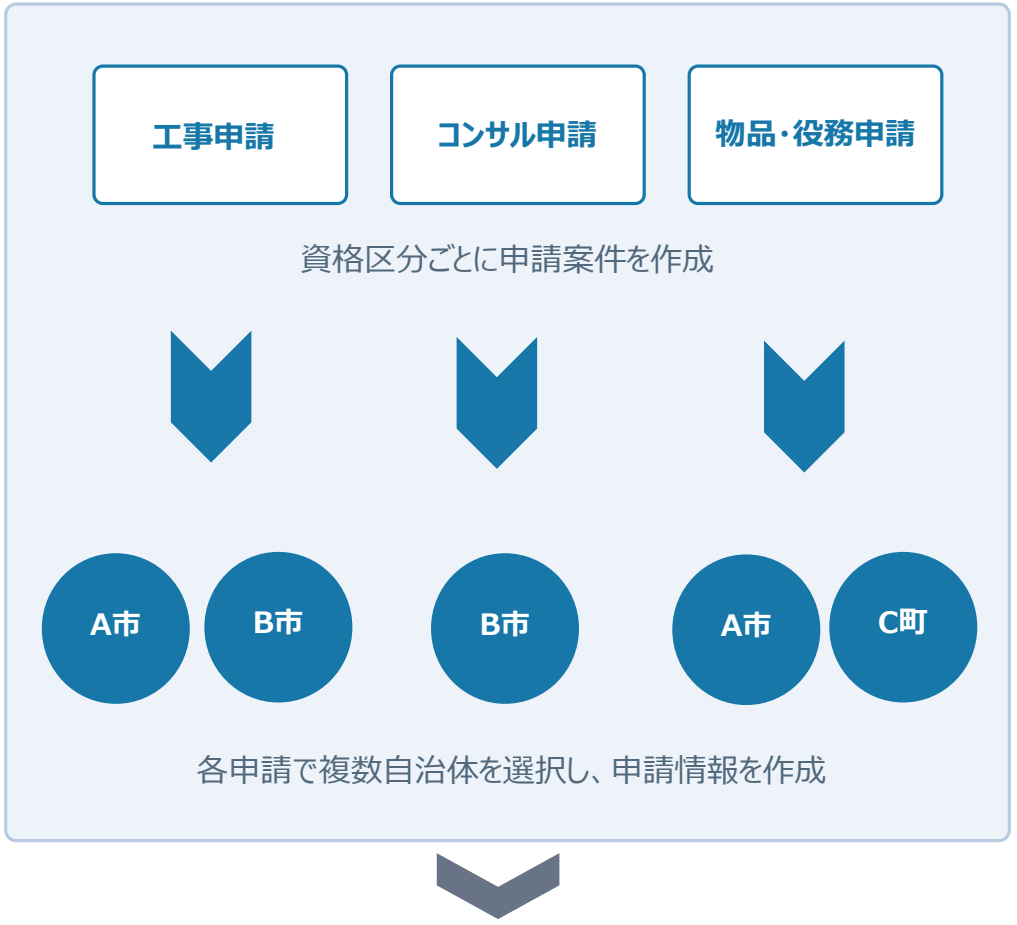
複数の資格区分にまたがる申請の受付方法に係る整理

2. パターン別の申請の流れ

パターンⅠ：1つの親申請で複数資格区分の申請を作成・管理



パターンⅡ：資格区分ごとに申請を作成・管理



自治体への提供データ（パターンⅠ、Ⅱどちらであっても同一のデータを生成）

事業者ID	申請種別情報	共通項目情報	選択項目情報	資格区分	独自項目情報	業種(営業品目)情報

複数の資格区分にまたがる申請の取扱いに関する調査結果

調査結果

- 地方公共団体における取扱いとしては、パターンⅠに近い取扱いとする団体が約15%、パターンⅡに近い取扱いとする団体が76%と、パターンⅡの取扱いとしている団体が多数を占めている。
- また、複数資格区分にまたがって資格申請を行う事業者の数は、有効回答388団体の総計で177,725事業者となった。

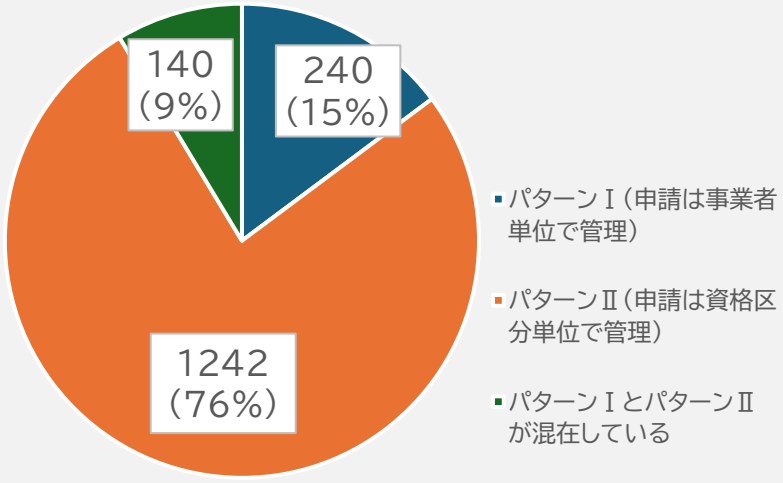
 ＜参考＞各団体における定期受付もしくは年間の申請総数（過去の調査結果）に占める複数資格区分への申請数の概ねの割合を試算すると、10%未満である団体が約65%、10%以上である団体が約35%となった。

 試算条件：資格の有効期間　2.1年（自治体の全資格区分における有効期間平均）、資格区分をまたがる申請者は2資格区分に申請
- 現状と異なるパターンで受け付ける場合の不都合としては、

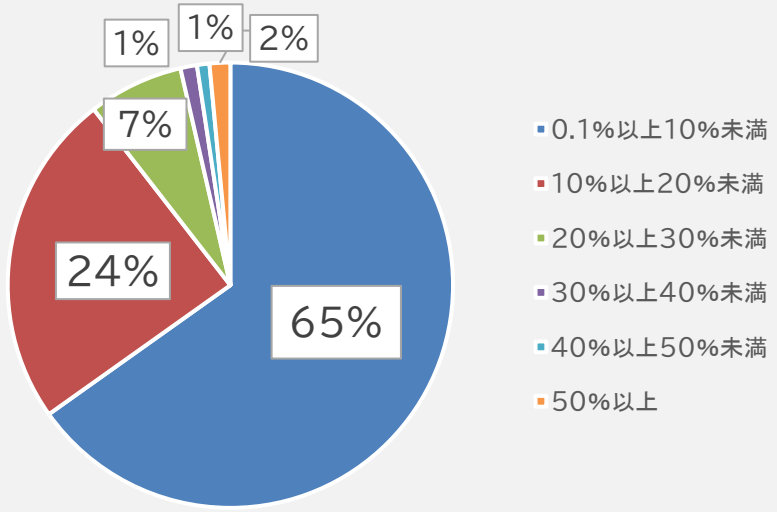
 パターンⅠ→パターンⅡの場合、**審査件数増加による不都合**が生じるとした団体が140団体（約39%）となった。

 パターンⅡ→パターンⅠの場合、**申請データ管理における不都合**が生じるとした団体が603団体（約32%）、**後続システム接続における不都合**が生じるとした団体が440団体（約23%）、**審査体制における不都合**が生じるとした団体が265団体（約14%）となった。

＜パターン別の団体数＞



＜複数資格区分にまたがる申請の割合（試算）＞



複数の資格区分にまたがる申請の受付方法について

論点① 業務改善効果

- 基本的には、パターンⅠ（1つの申請で複数資格区分の申請を作成・管理）で共通システムを運用することが、運用開始後に経常的に生じる**申請者の申請事務、共通審査団体の審査事務、自治体の審査事務の削減につながり、BPR効果が高い**と考えられる。
- 一方、**自治体において従来どおり資格区分ごとに審査を行う場合**、パターンⅠとするよりもパターンⅡ（資格区分ごとに申請を作成・管理）とする方がデータ管理の面で簡素であり、**パターンⅠによるBPR効果が限定的**となる可能性がある。
- また、**パターンⅠでは、入札に参加する可能性の低い資格区分への申請を誘導するおそれも考えられる**ため、自治体にとって必要以上の事務負担が生じる可能性がある。

論点② 対応コスト

- 複数の資格区分にまたがる申請の取扱いに関する調査結果からは、現状、**大多数の自治体がパターンⅡに近い取扱い**をしており、**パターンⅠで受付を行う場合には、データ管理、業務体制、後続システムの関係で不都合**が生じるおそれがある。
- このため、共通システムをパターンⅠで整備した場合には、**自治体全体における体制整備、システム改修等の対応コストが大きくなるおそれ**がある。

対応（案）

- 以上を踏まえて、「一度の申請で完結させることができる仕組み」と「資格区分ごとに申請を必要とする仕組み」のメリット・デメリットを基に論点を整理すると、**入札参加資格審査申請のBPRの観点では「一度の申請で完結させることができる仕組み」を目指すべき**である。他方、現状で**資格区分ごとに申請を必要としている自治体では対応コストが高くなる**おそれがあることにも留意が必要となる。
- このため、**共通システムでは、「一度の申請で完結させることができる仕組み」をベース**とし、**運用面では、**「資格区分ごとに申請を行う仕組み」からの変更における課題を踏まえて、**全国の自治体における円滑な移行に配慮して検討する必要**があるか。

複数の資格区分にまたがる申請の受付方法／その他（共通システムメンテナンス業務）について

（参考）メリット・デメリット

	メリット	デメリット
パターンⅠ （一度の申請）	・複数資格区分への申請者の申請負担が少ない ・共通申請項目の入力及び管理が一元化され、申請同士の整合性が取りやすくなる ・共通審査における審査の総量が比較的少なくなる ・資格区分ごとに申請受付を行っている自治体においては審査の件数増加につながらない（現状維持）となると考えられる	・資格区分ごとに申請データの管理（ステータス管理、審査担当部局の振り分け、差し戻し処理等）を行う場合、システム上の制御が複雑 ・実際に入札参加を想定しない資格区分への申請を生じさせる可能性は高くなるため、不要な申請の抑制の観点（システム部会第7回）から留意が必要
パターンⅡ （資格区分ごとの申請）	・資格区分ごとに申請データの管理（ステータス管理、審査担当部局の振り分け、差し戻し処理等）を行うことが容易	・複数資格区分への申請者の申請時負担は資格区分の数だけ生じる ・共通申請項目の入力及び管理が資格区分の数だけ重複し、申請同士の整合性を取るコストが増える ・共通審査における審査の総量が比較的多くなる ・申請から審査まで一元化している団体においては審査すべき申請件数が現状よりも増加すると考えられる

その他（共通システムのメンテナンス業務）

- 共通システム管理団体（共通審査団体）及び地方公共団体において、自治体登録や選択申請項目、独自申請項目の登録等の管理に関する業務が発生することから、現在の共通システムの検討状況を踏まえ、**メンテナンス業務フローを別紙3のとおり整理**。
- なお、本フローについては、今年度の検討課題である共通システムの詳細機能等の在り方や導入までの工程表の策定等には直接影響しないものと考えられることから、現時点では全地方公共団体に対する意見照会の対象としないが、今後の本検討会における議論や共通審査団体の検討における参考資料として用いることを想定している。